

デジタル庁 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
88	B	地方に対する規制緩和	その他	既存の集計システムを活用した調査・照会(一斉調査)システムと既存の集計システムを併用する必要がある。地域元氣創造プラットフォーム調査・照会(一斉調査)システムと「デジタルPMO」など既存の集計システムを併用すること。	当課は総務省から市町村も対象とした調査・照会を受けるが、調査・照会はメールで送付され、エクセル等に内容を入力し回答する形となっている。また、併せて市町村分の回答を取りまとめ、内容を確認した上で、一つのファイルにまとめる国等へ回答している。併せて1調査で様式が6つあった場合、市町村分のファイルは320ファイルとなるが(54市町村×6様式)、メールを確認・フォルダーへ移行・内容確認・集計ファイルへのコピーなど、集計作業に係る一連の作業に1ファイル毎5分かかった場合、1つの回答を取りまとめるのに4日程度の作業量を要する。また、修正があった場合はさらに作業量が増え、職員に掛かる負担は非常に重く、さらに複数の調査が重なった場合は、職員の負担はより増すこととなる。	集計システムを活用できれば、メールの確認・ファイルへの移動・集計の作業がシステム上、一括で行えるため、時間の短縮が図られる。また、調査に回答する自治体としてもより内容の確認のための時間を確保することが可能となり、回答の精度が上がる。業務の効率化は残業時間の削減や他の業務の充実に資するため、県民サービスの向上につながる。	自治体情報システム構築改革推進事業に関する調査 自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査 自治体情報システムに関する取組状況等の調査 情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検「防災等に資するWi-Fi環境の整備計画」の調査 情報照会予定件数等の調査	デジタル庁	千葉県、秋田県、高知県		須賀川市、栃木県、文京区、京都市、兵庫県、鳥取県、岡山県、福岡県、宮崎市	〇「地域の元氣創造プラットフォーム調査・照会(一斉調査)システム」の活用することによって、市町村から都道府県への回答期限の延長などが見込めることから、効果があると考えます。	(自治体情報システム構築改革推進事業に関する調査、自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査) ご提案いただいたご意見を踏まえ、「地域の元氣創造プラットフォーム調査・照会(一斉調査)システム」を活用して本調査を行うことを検討してまいります。 (情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検) 情報提供ネットワークシステムに接続する全ての機関に対し、接続運用規程に基づき、安全管理措置の自己点検を課していただき、都道府県には、自己点検票(1つのエクセルファイルで1シート)の報告とともに、審査者として、都道府県内の各市区町村の自己点検(同)の内容を確認・把握し、とりまとめて報告することを求めている。 報告は、既に本システムの「情報共有サイト」の申請ワークフロー機能を活用して行っており、その中で、都道府県において、市区町村の自己点検票を1つのZIPファイルにまとめて、総務省に報告することをお願いしているが、支障事例として記載されているような、1つの集計ファイルに各自己点検票の記載内容をコピーすることは求めている。 しかしながら、都道府県に1つのZIPファイルにまとめる必要がないよう、「情報共有サイト」を改善できるよう検討したい。 なお、都道府県が審査を行う上で、御提案のうち「地域の元氣創造プラットフォーム」は活用可能と考えるが、「情報共有サイト」のようにシステム上での差し戻し等ができないため、引き続き「情報共有サイト」を活用した方が効果的な面もあると考えている。 (防災等に資するWi-Fi環境の整備計画に係る調査) 都道府県による、管内市区町村の回答の取りまとめを必要としない。また、本調査で一斉調査システムを使用した場合、前年度回答を参照できないため、回答に係る事務負担は増大する。	(情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検) 現在検討中とされている、情報提供NWWSにおける接続・変更申請のWebベースでの環境構築が、本件においても有効に機能すると思われる。 (防災等に資するWi-Fi環境の整備計画に係る調査) 取りまとめが必要な調査である。管内市区町村は都道府県に回答することとされており、進捗管理も含め取りまとめを要求されている。また、前年度回答を管内市区町村に個別に配布することを求められており、1団体ずつのメール送信も負担となっている。 本調査で一斉調査システムを使用した場合、確かに、最初は前年度回答をシステム上で参照できない。しかしながら、前年度回答は各団体が保有しているはずであり、そうではない団体のみ個別対応すればよい。また、1度一斉調査システムを使用すれば、以後の調査ではシステムから前年度回答にアクセスできるようになるため、「前年度回答を参照できないため、回答に係る事務負担は増大する」という指摘は当たらない。さらに、貴省においても前年度回答の配布を省略でき、事務負担の軽減が見込まれる。	
222	B	地方に対する規制緩和	その他	「高等学校等就学支援金の支給に関する事務」において、マイナンバーを利用して、「生活保護関係情報」を取得することを可能とすること。	【現行制度】 「高等学校等就学支援金」は、高等学校等に通う所得要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるための就学支援金を支給する、法律に基づく制度である。 受給要件として、保護者等の住民税のうち市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額の合算額が50万7000円未満であること等が定められている。 受給資格の確認のため、当県ではこれまで保護者等の申請者に対して課税証明書の提出を求めていたが、マイナンバー法別表第二の項番113に基づき、マイナンバーを利用して、市町村長から地方税関係情報を取得することが可能となった。 【支障事例】 マイナンバーを利用した情報照会に関して、生活保護受給世帯、または無職無収入により住民税が非課税である方の情報の取得に支障が生じている。 上記の方については課税対象の所得がなく、特に生活保護受給世帯は、地方税法上、住民税が非課税とされていることから、住民税申告書を市町村に提出されない方がほとんどである。 結果として、市町村がこのような照会対象者の所得情報等を把握しておらず、地方税関係情報が未登録もしくは「Null」等で登録されており、所得要件を確認することができない。そのため、当県では、上記の方については、住民税の課税額の確認のため、「生活保護受給証明書」、または「非課税証明書」の提出を求めており、申請者の負担となっている。結果として、政府が推進する「デジタルガバメント」、そして、当県が推進する「ペーパーレス化」の実現の妨げとなっている。 本来は、地方税関係情報における副本登録に関して、全ての市町村に対して、未申告者及び無所得者に係る副本登録を徹底することの明確化を求めるべきと考えるが、市町村への義務付けに類することや、すでに総務省において、都道府県を介して市町村へ、未申告者及び無所得者に係る副本登録を適切に実施するよう事務連絡が発出されていることから、左記の措置を求めるものである。	書類の添付が不要となり、申請者の負担が軽減され、住民サービスの向上に繋がる。 高等学校においては、事務職員による添付書類の不備・不足の確認、福祉事務所においては、受給証明書発行の必要がなくなるため、行政側の負担も軽減される。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第3条第2項	デジタル庁、文部科学省、厚生労働省	埼玉県		青森県、福島県、須賀川市、栃木県、新潟県、新潟市、豊橋市、兵庫県、徳島県、高知県、鹿児島県	〇高等学校の事務担当者は短期間で申請された添付資料の確認が必要となることから、マイナンバーの利用ができることは必要である。 〇当県においても、マイナンバーを利用した情報照会に関して、生活保護受給世帯の課税情報の取得でエラーになるなど支障が生じている。そのため、申請者がマイナンバーを提出する場合であっても「生活保護受給証明書」の提出を求めており、申請者への負担が生じている。マイナンバーを利用した情報照会により「生活保護関係情報」を取得することで、申請者及び行政側の負担を軽減することができると考えている。 〇当県においても、生活保護世帯が「Null」又は空欄で表示され、住民税の課税確認ができないため、保護者や市町村に確認を要する等業務に支障をきたしている。「生活保護関係情報」の取得により、確認業務が軽減できる。 〇当県においても、平成31年度からマイナンバーによる情報照会を開始しており、生活保護受給世帯、無職無収入等無申告による非課税者の地方税関係情報の取得に支障が生じている。 〇当課においても、「高等学校就学支援金」において、マイナンバーによる情報照会を行っており、地方税情報が未登録となっている申請者については、改めて税申告を行うか、課税証明書等の再提出を依頼しているため、本提案により、申請者、行政の負担軽減につながる可能性がある。	御指摘のとおり、高等学校等就学支援金の支給に関する事務においては、情報照会により「生活保護関係情報」を取得することができない状況であるが、これを改善することにより、申請者及び行政の負担軽減につながるものと考えられる。このため、今後、高等学校等就学支援金の支給に関する事務において「生活保護関係情報」の取得が可能となるよう、関係省庁や支給権者である都道府県等と調整を行ってまいります。	提案の実現に前向きな回答をいただき、感謝を申し上げます。 今後は、申請者及び行政の負担軽減のため、早期に生活保護関係情報を取得できるよう対応をお願いしたい。また、本県においても、受益者(申請者)が制度改正による効果(負担軽減)を得られるように国と協力していきたい。	

デジタル庁 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
				<p>(自治体情報システム構造改革推進事業に関する調査、自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査) 第1次回答のとおり、ご提案いただいたご意見を踏まえ、「地域の元気創造プラットフォーム調査・照会(一斉調査)システム」を活用して本調査を行うことを検討してまいります。</p> <p>(防災等に資するWi-Fi環境の整備計画に係る調査) 地方局に対し、本調査は都道府県による取りまとめを要しないこと、また本調査に係る各種事務についても取りまとめ等を強制しないよう改めて周知した。 また、本調査は、各県、各市町村が多数のWi-Fi整備予定箇所(県ならば高等学校、県立博物館等、市町村ならば小中学校、公園等)について、整備済みか否か等を整備予定箇所ごとに回答することを求めるものであるため、調査対象の団体ごとに調査票を作成し、各団体が、各整備予定箇所について前年度の状況を踏まえて回答可能にすることで、事務負担の軽減を図っている。したがって、同一の項目について照会を行う一斉照会システムの利用は馴染まない。</p> <p>(情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検) ご指摘のとおり、現在、「情報共有サイト」の検討を行っており、都道府県が1つのZIPファイルにまとめる必要がないこととする等の改善を図ってまいります。</p>	<p>5【総務省】 (18)自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査 自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和3年度調査から調査・照会(一斉調査)システムを活用して調査を実施する。 (19)情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検 情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検の報告については、市町村(特別区を含む。)の点検結果についての都道府県の取りまとめに係る事務負担の軽減を図るため、令和3年度の情報提供ネットワークシステムの更改に合わせて当該報告に係るシステムの機能改善を行う。</p>	<p>(18)調査・照会(一斉調査)システムを活用して照会を実施。 (19)「求める措置の具体的内容」に掲げられている「デジタルPMO」を活用することで、当該報告に係るシステムの機能改善を実施。</p>	<p>(18)令和2年3月(措置済み) (19)令和3年12月末(措置済み)</p>	<p>(18)措置済み (19)情報提供ネットワークシステムの更改に合わせて、令和3年末に「情報共有サイト」と「デジタルPMO」が統合した。これにより、デジタルPMO上で当該報告に係る機能改善が実施された。</p>	
			<p>高等学校等就学支援金の支給に関する事務において、マイナンバー制度による情報連携で「生活保護関係情報」の取得が可能となるよう、法改正に向け、関係省庁、支給権者である都道府県等と速やかに調整を進めていただきたい。</p>	<p>1次回答のとおり、今後、高等学校等就学支援金の支給に関する事務において「生活保護関係情報」の取得が可能となるよう、関係省庁や支給権者である都道府県等と調整を行ってまいります。</p>	<p>5【厚生労働省】 (35)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18)による高等学校等就学支援金の支給に関する事務(別表2の113)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報を追加する。 (関係府省:内閣府、総務省及び文部科学省)</p>	<p>法律省令通知 事務連絡</p>	<p>法律・令和3年5月19日公布 省令・令和3年7月30日公布 事務連絡:令和2年12月22日、令和3年8月2日</p>	<p>「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年2月9日閣議決定)において行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正法案が第204回通常国会にて成立。 (高等学校等就学支援金の支給に関する法律による高等学校等就学支援金の支給に関する事務について、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報を追加。)</p> <p>上記について、高等学校等就学支援金の支給に関する事務において「生活保護関係情報」の取得が可能となる予定であることを、都道府県に事務連絡で周知(令和2年12月22日付事務連絡「高等学校等就学支援金等の令和3年度政府予算案について」)。</p> <p>「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立後に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって生活保護関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第7号)を改正し内閣府から地方公共団体に周知した。 また、その旨を文部科学省から8月2日付事務連絡(デジタル改革関連法等の公布及び一部施行に伴う今後の高等学校等就学支援金支給事務等に関する運用の予定について)で地方公共団体に周知した。</p>	